

## 令和元年度第 1 回宮城県環境審議会における質問・意見及び回答

発言者	質問・意見	回答※
菊地 委員	産業廃棄物最終処分場の の残余年数は何年か。また、 残余年数経過後の計画は。	民間の最終処分場については、 残余年数は公表しておりませ ん。公共関与最終処分場であ るクリーンプラザみやぎにつ いては、令和 7 年度には埋立 終了となる見込みですが、そ の後については、昨年度設置 した懇話会において次期最終 処分場の設置を含め検討を進 め、現在、最終処分場の在り 方についての基本方針案を取 りまとめています。 <b>【回答追加】</b> 審 1 - 2 の 11 ページの平成 29 年度末の残余容量 (2,617,316 m <sup>3</sup> ) を平成 29 年度の埋立量 (723, 710 m <sup>3</sup> ) で割った値 (3.6 年) は、 毎年度同量で埋立し、施設の 拡張もないと仮定した場合の 県内最終処分場の残余年数の 推定値です。
	審 1 - 2 の 3 ページの普及啓 発と環境教育で 17% になって いるグラフがあるが、この内 訳はどうなっているか。	審 1 - 2 の 8 ページの資料の 合計額にある 3 億 5,978 万 円が全体の 17% になるという もので、内訳としては普及啓 発・環境教育の欄に書いてあ る事業が相当します。
	審 1 - 2 の 5 ページの小型家 電リサイクルに取り組む平成 30 年度の市町村数が出てい ない。	平成 30 年度の市町村数は現 在集計中です。 <b>【回答追加】</b> 平成 30 年度データは、令和 元年 12 月頃市町村に照会し 集計する予定となっています 。この値は、宮城県循環型社 会形成推進計画 (第 2 期) の 個別目標として設定されてい ることから、毎年度 8 月頃、 前々年度の結果を、県ホーム ページで公表しています。
赤坂 委員	県内最終処分場は、仙台区 市内の最終処分場も入ってい るのか。また、県外からの搬 入が多くなっているのでは ないか。	県内最終処分場には、仙台区 市内も含んでいます。搬入地 域の目安となる産廃税納税者 の地域構成は、県内事業者が 40%、関東 52%、中部 5%、 その他 3% と推定しています。

香野 委員	環境教育について、高校生と小学生向けがあるが、中学生をもっと教育をしたらいいのではないか。	平成 28 年度は小中学生向けのポスターコンクールを実施しています。 <b>【回答追加】</b> 学校での教育期間別の効果的な普及啓発については、令和 2 年度に次期宮城県循環型社会形成推進計画を策定する中で、検討してまいります。
	ラジオ広報について、平成 29 年度以降、大幅に減っているが、もっと啓発に力を入れてはどうか。	平成 28 年度は第 2 期循環計画の初年度でもあり、普及啓発に特に重点を置いて実施したものです。
	不法投棄は、1 件 10 トン以上が記載されているが、10 トン以下の件数はたくさんあるのか。	国に報告している 10 トン以上の大規模案件の件数を資料に掲載していますが、10 トン以下についてはポイ捨てなども含めると 100 件は超えていると思われます。
	会議資料の差替があったが、リデュースの観点からも、この場で訂正しても良いのではないか。	紙のリデュースの観点から、極力資源を無駄にしないよう御指摘を踏まえて対応してまいります。
萩原 委員	審 1 - 2 の 7 ページに環境監視モニターによるボランティア活動を推進するとあるが、ボランティアの方への支援はあるのか。	<b>【回答追加】</b> 24 の警察署で約 300 名の環境監視モニターを委嘱しており、ユニフォーム・帽子・腕章を支給しています。 また、功労のあったモニターに対し、感謝状とともに、産廃税充当事業費から表彰状の額縁を副賞として贈呈しています。
青木 委員	他県に比べて税率に差があるのか。	最終処分場への廃棄物の搬入に関しては、すべての自治体が税率 1,000 円/トンとなっています。
	宮城県の産廃税充当事業で、他県と比べて誇れるものは何か。	環境産業コーディネーターや産廃Gメンの設置、低濃度 PCB 廃棄物処理についての民間事業者向けの補助事業が特徴的です。

松八重 委員	審 1 - 2 の 7 ページの不適正処理の発覚について平成 30 年度に増えているのは、雑品規制に由来する不法投棄が増えたのか。	平成 30 年度の 4 件は、廃石膏ボード、汚泥、シンナーを不法投棄したものや黄金山神社が金華山内に使用済み自動車等を不法投棄したものです。雑品スクラップ関連ではありません。
	排出抑制の取組に対する普及啓発を盛り上げて欲しい。	プラスチックの排出抑制への取組など、次期循環計画を作成する中で、検討してまいります。
末委員	審 1 - 2 の 8 ページの表の順番が、4 から 7 ページの表の順番と異なり、わかりにくい。	<b>【回答追加】</b> 8 ページの表は部局順・事業開始年度順の並び、4 から 7 ページの表は重要度・事業規模（事業額）・事業の同一性を考慮した並びといたしました。
	ラジオ CM を含め、普及啓発が足りていない。工業高校の授業だけで年間 282 時間やっているだけでは、効果が疑問である。	<b>【回答追加】</b> 普及啓発は、限られた予算の中で、ラジオ CM、県政だより、新聞、ホームページなど様々な媒体を活用して実施することで効果が得られることを期待しております。 また、高校教育の中での普及啓発については、将来的に 3 R の取組を担っていく人材の育成を目的としていることから、毎年度事業を実施することは有用と考えております。平成 30 年度は工業高校 2 校（計 470 時間）の他に、2 つの高校で計 404 時間の 3 R 関連授業を行っています。
	最終処分場がいっぱいになった後の土地の活用はどのようにするのか。	<b>【回答追加】</b> クリーンプラザみやぎ等では、埋立終了後に、太陽光発電設備を設置する事業者に土地を貸し付ける等、土地の有効利用を図っている事例があります。 また、廃止後の土地利用については、廃棄物処理法施行規則第 12 条の 40（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）の規制を遵守した上で、最終処分場設置者が検討することとなっています。

吉岡 副会長	法定外目的税というのは年度内執行をしなければならないのか。	一旦基金に入れて執行しているもので、年度内で執行しなければならないというものではありませんが、本来事業に必要な額を徴税するため、毎年度適切に執行していくことが必要と考えております。
	予算をばらまくような形ではなく、より大きな効果が得られる事業に重点的に配分するなど、事業に優先度を持たせることはできないのか。	<p>予算のメリハリについて、毎年度の当初予算の編成の中でいろいろ検討はしていますが、まだまだ不十分だという意見として受け止め、今後十分に精査していきたいと思います。</p> <p><b>【回答追加】</b></p> <p>予算については、事業者支援に重点を置いた配分を行うなど適正な運用に努めてまいりましたが、今後は事業内容を考慮しての配分、例えば、「みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業」で平成30年度に新設した「未来法枠」の拡大について検討する等、より充実した運用になるよう努めてまいります。</p>

※第1回宮城県環境審議会での質問等に対し、当日回答できなかった内容も追加してまいります（【回答追加】と記載）。